

# 新型コロナウイルス感染症 感染予防対策マニュアル

女川町立女川中学校

\* マニュアル作成については、文部科学省や宮城県教育委員会からの各種通知及び大阪市教育委員会の「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を参考にした。

次の3項目を大原則とし、感染予防に努めることとする。

## 大原則

### < 生徒の安全を最優先…疑わしき事案は、積極的な出席停止 >

生徒の安全を最優先し、発熱等のかぜ症状のある生徒をはじめ、疑わしき事案については原則として出席停止とすることにより、生徒同士及び教職員との間での接触をさけること。

### < 3つの条件の徹底的な排除 >

集団感染の発生リスクの高い3つの条件（換気の悪い密閉空間，多くの人が密集，近距離での会話や発声）が同時に重なる場を徹底的に排除した環境づくりに努めること。

### < いじめや差別的言動への配慮 >

感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように留意すること。また、個人情報の取扱いにも留意すること。

## 1 生徒の健康観察等について

\* 資料1「生徒の欠席及び朝の健康観察について(フローチャート)」参照

\* 資料2「新型コロナウイルス感染症関連による生徒の出席停止等の取扱い」参照

(1) 登校前の検温及び健康観察を徹底する。

→【家庭へのお願い】…保健だよりや学校だより等で機会あるごとに啓発を図る。

○ 発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校を控えさせる。

\* 発熱等…平熱より著しく体温が高い場合

(変更)

\* 欠席連絡があった場合は、必ず健康状態と検温結果も確認する。検温していない場合は、直ちに検温をしてもらい再度連絡をもらう。

【電話対応職員】： 教頭・主幹教諭・教務主任・主事

### 「欠席生徒の対応」

○ 発熱等で欠席した生徒及び学校で発熱した生徒への対応

① 症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。

【出席簿・指導要録上の対応】

→「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」で扱う。

② 次の症状がある場合は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを目安にすぐに「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけ医療機関等に電話などで相談するように、家庭に指導する。 (一部追加)

Ⅰ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

Ⅱ 重症化しやすい生徒で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

Ⅲ 上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

\* 症状が4日以上続く場合は必ず相談するよう指導する。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合はすぐに相談するよう指導することと、解熱剤などを飲み続けなければならないときも同様の扱いとする。

(変更)

③ 発熱や風邪症状がある場合は、発熱や風邪症状が治癒するまでが出席停止の目安とする。

④ 同居の家族に新型コロナウイルス感染症の症状が疑われる場合及び濃厚接触者と認定された場合も出席停止扱いとする。

○ 発熱等はないが、保護者から心配なので休ませたいと申し出があった生徒への対応

① <感染経路が分からない患者がふえている地域>

保護者に合理的な理由があると校長が判断した場合、「出席停止等」もあり得るが、現段階では該当しないと学校では判断。

このような状況になったときに、改めて相談。

## ② <現段階の対応>

現段階（5/18現在）での判断で6/1からの学校再開時においては、「事故欠（感染症予防）」扱いの欠席とする。ただし、現在学校で行っている新型コロナウイルス感染症予防対策について十分な説明は行う。その上で欠席させるかどうかは保護者の判断に委ねる。

（一部変更）

（2）登校した生徒は、昇降口で【体温記録カード】を提出させる。

（3）家庭で体温や健康状態を確認できなかった生徒等の対応については以下のとおり。

①家庭において検温を行っていない生徒については、登校時直ちにまるこやまホールにて検温を行う。（教室には確認できるまで、入室させない）

②発熱等の風邪症状が見られる場合は、保護者に連絡し自宅で休養させる。 （変更）

【対応職員】： 養護教諭 \*2名のうち1名はすぐに体調不良者の対応がとれるように準備しておく。（下校処置をとる生徒の対応・・・カウンセリング室で待機させる。その際には、他の生徒との接触をさげさせる。）

各学年1名（検温・健康観察を担当 \*基本、養護教諭は体調不良者の対応に当たる）

## 2 手洗いの指導について

（1）手洗いの徹底

①生徒には、こまめな手洗い及び手指消毒用アルコールの活用習慣の指導徹底を図る。

（例）

登校直後、給食前、体育の授業後、外へ出たあと室内に入ったとき、トイレの後など

②流水と石けんでの手洗いを基本とする。手指消毒用アルコールについては、適宜使用するよう指導を行う。特に給食前などは、手洗いの後手指消毒用アルコールの使用を進める。

（2）ハンカチや手をふくタオルの指導

原則ハンカチや手をふくタオルは個人持ちとする。毎日清潔なハンカチを持参するよう指導するが、ハンカチ等をもってきていない生徒については、各階の流し場に準備したペーパータオルを利用させる。

（3）手洗い用品の管理

各階の流し場に設置してある、【液体石けん、手指消毒用アルコール、ペーパータオル】については、養護教諭が残量を1日1回確認・点検し、不足が生じないように管理する。

### 3 教室内の換気及び授業中のグループ活動等の配慮について

- (1) 休み時間ごとに、教室内のすべての窓とドアを開け、空気の流れをつくり換気を行う。  
\*移動教室の際には、教室のドアを開けたままにし、かつ窓を少し開けておく。
- (2) 気候上可能な限り、授業中においてもできるだけ窓をかけておくようにする。ただし、その際  
広く開ける必要はなく、適度の広さでかまわない。 (追加)
- (3) 換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、あわせて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底を図る。
- (4) 教員は授業では比較的大きな声を出さざるを得ないので、マスクを着用して授業を行うことを基本とする。
- (5) 教室内では座席間の距離を確保するのは限界があるので、生徒も基本的にはマスクを着用して授業を受けることとする。特にグループ活動をする際には、飛沫を飛ばさないようマスクの装着に気を配るようにする。
- (6) 体育の授業については、授業開始前に十分生徒の健康観察を行う。  
屋外においては生徒同士の間には十分な距離をとっている場合、マスクの着用は不要と考えられる。  
体育館においては使用中常に換気を行い、生徒同士の間には十分な距離をとれる場合は、マスクの着用は不要と考えられるが、生徒同士の間には十分な距離がとれない場合は、マスクを着用させる。

### 4 消毒液を使った清掃の実施について (\*資料3 「消毒液を使った清掃分担計画」参照)

教室・トイレなど、生徒が利用する場所で、特に多くの生徒が手を触れる箇所については消毒液による清掃を行うものとする。特にプラスチックや金属のツルツルした表面では、ウイルスが数日間生存するので注意が必要である。

- (1) 消毒の回数(時期) …… 1日1回~3回  
①生徒の登校後(朝の会の時間帯)、②3時間目終了後、③生徒下校後
- (2) 清掃場所  
①各教室の出入り口、トイレの出入り口、流し場の蛇口、階段の手すり(1日3回)  
②生徒の机、椅子、教室のスイッチ、生徒用昇降口の扉(1日1回:基本生徒の下校後)  
③職員玄関(1日2回:\*昼休みと夕方)  
④特別教室の出入り口(1日1回:基本生徒の下校後)

(3) 清掃担当者

2階：3学年    3階：2学年    4階：1学年    1階：4学年    特別教室：担当者

(4) 清掃する際の注意事項

ペーパータオルや布に消毒用エタノールをしみこませ、清掃を行う。清掃箇所がぬれている場合は、水を拭き取った後に消毒を行うこと。なお、スプレーボトルでの噴霧は、ウイルス飛散のおそれがあるので行わない。

(5) 消毒用具の準備管理

養護教諭により、各階ごとの消毒用具セットを準備する。

## 5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

- (1) 感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではないことを、日々の指導の中で徹底を図る。
- (2) 新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しにも感染の可能性があるため、特定の国や地域、職業をさして「(〇〇〇の国や地域から)(〇〇の職業)の子供や保護者がいるなら(来るなら)学校に行かせない(行かない)」とか「(〇〇〇の国や地域)(〇〇の職業)の子供が(家族が)感染症を広めている」といった偏見や差別につながるような言動に対しては、断じて許されないという毅然とした態度で指導を行うことを徹底していく。
- (3) 子供・保護者から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることの無いよう、十分に配慮していく。